

岐阜県中小企業資金融資制度 令和2年2月7日改正

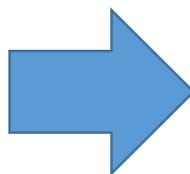
新型コロナウイルスの影響により売上が減少した県内中小企業者等への支援

新型コロナウイルスの流行に起因して、観光客の減少等に伴う売上減少の影響を受ける県内中小企業・小規模事業者を支援するため、「経済変動対策資金」の融資対象要件を緩和

要件緩和対象：感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響を受ける者

旧

最近3か月の売上高又は売上総利益が前年同期比5%以上減少している者



新

最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれる者

この改正により、対象となる中小企業・小規模事業者の方々は、売上減のまま3か月間を待たずとも、1か月間の減少実績（及びその後2か月間の減少見込み）があれば「経済変動対策資金」を利用することが可能になります。